

第1. 設問1. (1) について

1. 甲の原告適格について

(1). 甲は、本件許可処分取消しを求め、取消訴訟(行政法(以下法名略) 3条 1項)において、自身の墓地経営の利益を根拠として、原告適格(9条 1項)が認められぬか。

(2). 原告適格は、法律上の利益を有する者(9条 1項)に認められる。そして、「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利または法律上保護される利益を侵害され、または必然的に侵害されるおそれのある者といふ。当該処分を違ひに行政法規が不特定多数者の具体的利益を専ら一般の公益の中に吸収解消せしめるに比べ、それが帰属する個人の個別的利益として保護の趣旨を含み解消される場合、このような利益も法律上保護される利益に当たると解する。この際には、9条 1項に従い、原告適格の有無を判断する。

下 甲は、本件許可処分取消しを求め、法10条 1項である。この規定から、甲の祖父既存業者の墓地経営の利益を保護の趣旨は読み取れないとの反論が考えられる。

しかし、法10条 1項は、許可における具体的要件を規定し、本件条例に委任している。このため、本件条例も根拠法令と解する。そして、条例 3条 1項は、経営者として原則地方公共団体と定めている。このため、法は、経営の安定性を要求している。そして、条例 9条 2項は、経営許可の申請者に添付する書類として、墓地又は葬場の経営に付する資金計画書をあげている。このことから法は

注釈の一覧 :H30行政法 .pdf

ページ :1

番号 : 1	作成者 : sns1	タイトル : ノート注釈	日付 : 2023/09/05 9:44:55
なぜ、9条を論じるのか？Dが処分の名宛人でないことを指摘下さい。			
番号 : 2	作成者 : sns1	タイトル : ノート注釈	日付 : 2023/09/05 9:45:56
「委任」は用語として不適切でしょう。			
番号 : 3	作成者 : sns1	タイトル : ノート注釈	日付 : 2023/09/05 9:46:51
3条と9条2項から、経営の安定を保護している理由の説明がよく分かりません。			

1 経営の安定を要求していることが読み取れる。

2

3 3. 新設の基地が作られる場合、その基地から自らの近いほど

4 経営上の影響を受けやすく、公益に吸収されたことがない。3. 2

5 法は、許可の利益とる基地の近隣で基地を経営する者の経営上

6 の利益、安定はと個々の個別的利益として保護している。

7 1. 本件では、本件土地から、約300m以上離れている土地で基地

8 を経営する者であるため、近隣で基地を経営する者に与える。3. 2

9 4. 本件基地のように入規模な基地の経営が始まることにより、自ら

10 経営する基地の経営悪化や廃業の不安が考えられるため、自身へ

11 経営上の利益が侵害される~~こと~~侵害を受ける不安がある。

12 5. 3. 2. 4. の利益も、法律上保護される利益にある。

13 (3) 3. 2. 4. に原告資格が認められる。

14 2. 原告資格について

15 (1) Eは、自身の健康、環境及び衛生環境の利益を根拠として、

16 本件許可処分取消訴訟における原告資格が認められるが、Eも

17 4. 2. 同様~~な~~判断方法により、原告資格の有無を決定する。

18 (2) A. 3. 2. 4. 本件許可処分の根拠条文は法10条1項であり、当該

19 規定の4ではEが主張する利益を保護する趣旨は読み取れ

20 ないとの反論が考えられる。

21 3. 2. 4. 上記第1. 1. (2) A. 3. 2. 4. 通り、本件条例も根拠法

22 令となる。3. 2. 4. 本件条例 13条1項は、住宅や障害福祉サービス

23 を行う施設から、100m以上離れることが、原則として基地を設

置することになっている。3. 2. 4. 本件条例 9条項は、許可申請

番号 : 1 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/09/05 9:47:23
B市の反論は？

番号 : 2 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/09/05 9:48:48
13条1項2号は必須でしょう。
この規定を軸に論ずべきです。

書に添付する書類に、基地への周囲100m以内の区域の状況は明らか
に1:1の図面を要求している。そのため、法は、許可の対象となる基地の
周辺の事業環境、衛生環境を考慮している。

これ、新たに設置される基地から、事業所程、影響を受けやすい
く、公益に吸収されるべきではない。そこで、法は、許可の対象となる基地
の近隣で事業所を設置する者の事業環境、衛生環境の利益を個
別の利益として保護しているといえる。

よ、本件Eは、本件土地からわずか80mに離れている土地で事業所
を営む者である。そのため、近隣で営業者にある。特に、本件許可処分
がなると、本件基地がでることで、基盤に來た者の自動車による渋滞
が起きるに始まり、供物等の放置により悪臭の発生並びにカラス、ネ
ズミ及び鼠の発生・増加のおそれがあり、事業環境、衛生環境
の利益が侵害されるおそれがある。よて、Eの利益も法律上保護さ
れる利益にあたる。

(3) よて、Eにも原告適格が認められる。

第2. 設問1 (a)について

1. 本件条例13条1項違反の主張について

(1). Eは、本件事業所がD所有土地に存在すること、本件許
可は、本件条例13条1項(2)に反し違法であると主張する。これに
対し、B市は、本件許可処分が、同条例13条1項但書に該当する
こと、即ち、同条例13条1項2号違反を主張すること、権利濫
用(民法1条3項)に該当することの反論を想定される。

2. Eの損害の発生、回復について。①法律の文意と、②実

今、性質を踏ま、根拠法令の仕組みの個別具体的分解
釈により、明らかになっている。

4 4 又不、本件条創13条1項但書は「国の他公共の福祉の見地から支
障がない」と認められ、この抽象的な文言を用いて、墓地
5 の許可には専門技術的の判断能力を有する者が求めらる。

このため、B市長には、~~本件許可~~基地の許可につき、広い要件裁量
が認められる。

(3) 不 とも、B市長に広一裁量が認められるとしても、考慮すべき事項を考慮しておらず、本件余例は条1項 但書に当すると判断する場合裁量の逸脱・濫用となる(30条)。

イ、周辺住民らは、本件説明会において、生活環境及び衛生環境の悪化の懸念を示している。これに対し、A社は、対策として、
① 除染工事を完了し、その後、本件基地の開発準備を進め、本件中
請に至っている。このうち、経費を踏まえて、住民の懸念を解消
させるための対策の有無は、考慮すべき事項に含めると考えた。② 地

これ、B市長は、Aが何ら対策を講じていないことを考慮し、本件
条例に賛同するに当たって判断した。したがって、考慮が
考慮を考慮してはならない、裁量、逸脱、濫用が認められ
る。よって、市の反論は認められない。

(4) 次に、Eが、本件系例(系1項2号)に反照主張するに本
権利濫用と認める反論は認めらるるが、権利濫用が
認めらるるに妨害目的等要素が認めらるるに反し分析可。

下、本件土地の代表者は、その親族に法人Eの代表者がいること

ページ:4

番号:1 作成者:snsd1 タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/05 16:49:41
なぜ、墓地の許可に専門技術的な判断が必要なのでしょう。

番号:2 作成者:snsd1 タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/05 16:49:14
これでは作文です。
経緯を示すだけでは足りず、条文との関係で論すべきです。

番号:3 作成者:snsd1 タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/05 16:51:11
ここで判断過程審査をすることが適切ではないと考えています。

から、これを利用して本件申請に対するB市長の許可処分を阻止し
ようとする、その所有土地にEの障害物撤去サービスの事業所を移転
しよう求めている。これは、CがEを利用し、本件基地の経営許可を
妨害する目的の行為である。したがって、Eが本件条例13条
1項2号に反すると主張することは、権利濫用に当たります。よって、B市の反
論は認めらる。

(5)、以上から、Eの主張は権利濫用に当たり許されません。

2、本件条例13条1項違反の主張について

(1)、Eは、本件基地の実質的な経営者は、AではなくCであると主張
する。つまり、^A名義貸しにより行われているため、本
件許可は、本件条例13条1項に反すると主張する。

(2)、そして、本件条例13条が宗教法人等に経営主体を限定
し趣旨は、^{公益目的の事業}営利目的での基地経営を防止する点にあると看され
る。したがって、経営主体は、^{営利目的}営利目的を認められる場合、^但但
昔に当たらないと看される。

確かに、本件申請はA(子)が行っているが、^{AはCが本件許可を授けられ、名義貸ししている}本件基地の^{実質的な}実質的な
経営者は、Cである。そして、~~Cは、基地経営のため宗教法人Aの~~
~~協力を必要とする事情があり、Aが名義貸しをして、CがAか~~
~~ら名義貸しを受けて、Aは、自己の基地経営のためであり、専ら営利目的~~
といえる。よって、本件許可は、本件条例13条1項但書に当たらず、^{違反し}条
1項に反する。

(3)、よって、本件許可処分は違法である。

第3、設問2について 3. 主張制限について

番号 : 1 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/09/05 16:51:50

ここも条文から論すべきです。
これでは作文です。

番号 : 2 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/09/05 17:31:31

ここでも規範+当てはめで論じて下さい。
裁量の認められる処分なら、どこに裁量があるのか。その逸脱をどのように判断するかです。

1
 (1). B市長は、Eの主張は、10条1項の主張制限を受け、許すことと反論す。
 2
 (2). 取消訴訟は、主観訴訟であつたから、Eの権利もしくは法律上保
 3
 護された利益との関係がない事由は争點でない。よつて、Aの主張
 4
 許は、9条1項の制限の範囲と同一のものとして行う。
 5
 (3). Eは、事業環境衛生環境の利益を有する。本件条例14条1項
 6
 各号については、Aの利益との関係が認められ、主張制限を受ける。
 7
 (4). 本件条例3条1項各号については、原告主体の問題で
 8
 あり、Eの利益との関係はない。よつて、主張制限を受ける。
 9
 (5). よつて、本件条例3条1項各号の主張が、主張制限を受けるこ
 10
 のEの反論は認められる。
 11
 第3 設問について
 12
 1. (ア)の理由について
 13
 (1). Aは、B市長は、本件差地周辺の生活環境及び衛生環境
 14
 が悪化する懸念あり、この理由（以下「ア」の理由）として、本件不許可
 15
 処分をすることは、裁量の逸脱・濫用であると主張する。
 16
 (2). 所、B市長に裁量が認められることが問題となるも、同時に、1項
 17
 により、本件条例14条2項は、差地の構造設備によつて、周辺の
 18
 生活環境の調和を図る配慮（配慮）がなされることと抽象的
 19
 な表現規定がなされていることから、Aの裁量が認められると考える。
 20
 2. B市長にAの裁量が認められるとしても、考慮すべきを考慮して
 21
 いない場合には、裁量の逸脱・濫用であると主張する。
 22
 3. 確かに、住民の反対運動の激化の恐れも不許可処分を可
 23
 する理由は、不合理との反論は考えられる。

番号:1 作成者:snsd1 タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/05 17:33:34

何の裁量を認定しているのかが不明確です。14条2項の要件裁量を論ずるのであれば、その旨を明確に。

番号:2 作成者:snsd1 タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/05 17:34:30

他事考慮なのか、考慮不尽なのかよく分かりません。

1	
2	しかし、住民運動が激しくなったのは、交通渋滞、悪臭の発生、
3	カラス等、増加の不安が問題となったためである。これは生活環
4	境・衛生環境の悪化と関連するため、住民運動が激化してこれ
5	を考慮して何ら問題はない。また、Aは、植栽をなしとることも可
6	るが、交通渋滞等の問題については何ら対策を取っていない。
7	以上、B市の(ア)の理由は認められ、不許可処分は裁量の逸脱・
8	濫用はない。
9	2 (イ)の理由について
10	(1) Aは、B市長が、既存の墓地の経営に悪影響を与えることと理由
11	として不許可処分をなしている(地法10条1項)ため、裁量の逸脱・濫用
12	がないと主張する。
13	(2) 確かに、本件条例には既存の墓地の経営についての規定はない。
14	しかし、前記のとおり、本件条例第2項5号が「資金計画書の添
15	付を要求していることから、法は墓地の経営の安定性を趣旨・目的と
16	していると解される。とすれば、既存の墓地の経営状態の悪化を
17	防止防止する ^も ため、需給状態を ^も 考慮する事項に含まれると解する。
18	以上、本件不許可処分は裁量の逸脱・濫用はない。
19	
20	以上
21	
22	
23	

番号:1 作成者:snsd1 タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/05 17:35:51
問は「反対運動の存在」を考慮することの是非でしょう。観点がズレていると思います。
